

地方公営企業法 39 条 1 項は、地方公営企業の職員について、地方公務員法 58 条の規定は適用しないと定めており、これにより、地方公営企業の職員については労基法 39 条 4 項が適用されることとなる。

(3) 被告の職員に対する労基法 39 条 4 項の適用と異動について

被告においては、地公法が適用される職員以外にも、交通局、上下水道局及び病院局に配属され、地方公営企業法の適用がある職員もいる上に、被告に採用された職員については、地公法 21 条の 5 第 2 項に基づき転任されることがあるため、地公法 58 条 3 項により労基法 39 条 4 項が読み替えられて適用される職から、地方公営企業法により地公法 58 条の適用が排除されて労基法 39 条 4 項がそのまま適用される職に異動となることがある。

令和 5 年度の異動者数を見ると、市長事務部局の者が上下水道局に 17 名、交通局に 7 名、病院局に 21 名異動となっており、また、上下水道局から市長事務部局に 20 名、交通局から市長事務部局に 6 名、病院局から市長事務部局に 21 名異動となっている（乙第 4 号証）。

3 被告における年次休暇の制度について

(1) 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。乙第 5 号証。）及び川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。乙第 6 号証。）の定めについて

勤務時間条例 10 条 1 項は「職員は、人事委員会規則の定めるところにより、1 年につき 20 日を超えない範囲内で年次休暇を受けることができる。」と定め、これを受けた勤務時間規則 6 条において年次休暇に関して定めを置いている。なお、勤務時間条例及び勤務時間規則は「年次休暇」との語を用いているところ、これは一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に倣って「年次休暇」との語を用いたものであり、労基法 39 条に定める年次有給休暇と同趣旨である。

勤務時間規則 6 条 3 項は、一の休暇年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日

までの間をいう。同条1項参照。)において、職員の区分に応じて付与日数を定め、同条12項が年次休暇について、1日、半日又は1時間を単位として受けることができることを定めているほか、13項で、「一の休暇年度において、受けることができる1時間単位の年次休暇は、5日を超えない範囲内とする。ただし、人事委員会が別に定める場合を除く。」と定め、1時間単位で取得できる年次休暇の日数について5日を上限とするのを原則とし、人事委員会が別に定める場合を例外としている。これは、地公法58条3項によって読み替えられて適用される労基法39条4項が「特に必要と認められるときは」と定めていることを受けて、労基法39条4項がそのまま適用される地方公営企業職員との勤務条件を合わせる必要性から、5日を上限とする原則を定めた上で、人事委員会が「特に必要と認め」た場合に1時間単位で年次休暇が取得できるようにするために、このような定めにしたものである。

(2) 川崎市の上下水道局、交通局及び病院局における年次休暇の1時間単位での取得に関する定め

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程13条12項(乙第7号証)、川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程10条12項(乙第8号証)、川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程16条12項(乙第9号証)は、いずれも「一の休暇年度において、受けることができる1時間単位の年次休暇は5日を超えない範囲内とする。」と定め、労基法39条4項2号に沿う定めとなっている。

(3) 市立学校に勤務する教育職員及び学校栄養職員について

市立学校に勤務する教育職員及び学校栄養職員(以下「教育職員等」という。)については、児童・生徒の給食の時間は児童や生徒に給食指導等を行う時間であり、勤務時間である。

一方、半日単位の年次休暇は、被告の職員の1日の勤務時間である7時間45分のうち、前半に半日単位で年次休暇を取得した場合と後半に半日単位で年次休暇取得した場合とで大きな差異が生じないようにするため、半日単位での取得に関して区切りを設定しており、被告においては概ね正午付近をその区切りとしているところ、教育職員等は、その区切り付近の時間帯に、児童や生徒の授業や給食指導等の業務に従事する必要があり、業務に従事した結果区切りの時間を過ぎてしまうため、午後の勤務時間に半日単位での年次休暇の取得が難しい状況にある。

これは、市の他の職員であれば、午後の勤務時間について半日単位で年次休暇を取得することができるのに比して、教育職員等は、従事している業務の特殊性により、そのような取得が難しいという意味で、実質的に勤務条件が不利な状況が生じているということができるところから、このような状況を緩和すべく、例外的に1時間単位で取得できる年次休暇の日数の制限をなくした（乙第10号証）ものである。

なお、教育職員等は、児童・生徒の下校後や給食に関する業務の終了後であれば、比較的年次休暇の取得が容易であり、半日単位の年次休暇の取得は難しくても、時間単位の年次休暇であれば取得しやすいという実情があったため、年次休暇の取得促進の観点からも制限をなくす必要があった。一方、教育職員等以外の市立学校に勤務する職員については、半日単位の年次休暇の取得の区切りとなる正午付近に授業や給食などで児童や生徒に対応する必要はなく、半日単位での年次休暇を取得することが可能であり、市の他の職員と比して年次休暇の取得において不利な状況となっていないことから、1時間単位で取得できる年次休暇の日数については、市の他の職員と同様としている。

- 4 本件判定において原告の措置要求（甲第1号証）を棄却したことに、裁量権の逸脱・濫用はないこと

(1) 原告の措置要求は、勤務時間規則6条13項の「5日を超えない範囲内とする」との制限の撤廃を求めるものであり、本件判定が川崎市の職員全体について検討したことは合理的であること

原告は、措置要求の審理過程で提出した反論書（乙第11号証）において、本件要求は、学校事務職員に対してのみその実現を求めるものではなく、市職員全体に対し、本件要求の実現を求めるものであること、また、学校事務職員に対する1時間単位の年次休暇の取得制限の撤廃との認識は、本件措置要求の前提を誤っており、失当である旨を主張した。

つまり、本件要求は、原告を含む市立学校に勤務する教育職員等以外の職員に関してではなく、勤務時間規則6条13項の「5日を超えない範囲内とする」との制限を撤廃するよう求めるものであり、言い換えれば、川崎市職員全体について1時間単位で取得できる年次休暇の日数を制限しないよう求めるものである。

したがって、本件判定が市立学校に勤務する職員についてのみではなく、川崎市の職員全体について1時間単位で取得できる年次休暇の日数の制限の撤廃を検討したことは合理的であり、この点に裁量権の逸脱・濫用はない。

(2) 被告の職員には労基法39条4項がそのまま適用される者がおり、また、地公法58条4項によって読み替えた労基法39条4項が適用される職から、そのまま適用される職への異動があり、勤務条件を揃える必要があること

上記のとおり、被告の職員には、地公法58条4項によって読み替えた労基法39条4項が適用される職員と、労基法39条4項がそのまま適用される地方公営企業職員がおり、一方からもう一方への異動は通常のことである。

そして、異動前後を通じて勤務条件が変わらないようにすること、また、異動前の年次休暇の付与状況や取得状況を異動後の職にも反映させるとなる

と、年次休暇に関する取扱いが共通していなければ事務が煩雑になることからすれば、市の職員全体の年次休暇に関する定めについては、労基法39条4項がそのまま適用される職に揃える、すなわち、1時間単位で取得できる年次休暇の日数について5日を超えない範囲内とする必要性がある。

したがって、勤務時間規則が市の職員全体の年次休暇に関する定めについて、1時間単位で取得できる年次休暇の日数について5日を超えない範囲内としたことは合理的であり、裁量権の逸脱・濫用はない。

また、前述のとおり、年次休暇と性質を同じくする労基法の年次有給休暇については、あくまで休養のために付与されるものであり、法律上「労働日」と日を単位としていることは明らかであるから、1時間単位での年次有給休暇の取得は例外的なものとして位置付けられているのであって、このことからすれば、1時間単位で取得できる年次休暇の日数を制限すること自体は、年次休暇の趣旨に合致するものであって、このように判断した本件判定に裁量権の逸脱・濫用はない。

(3) 市立学校に勤務する職員のうち教育職員等についてのみ1時間単位で取得できる年次休暇の日数を制限しないこととすることが合理的であること

前述のとおり、市立学校に勤務する職員のうち教育職員等については、半日単位の年次休暇の区切りとなる正午付近の時間帯において児童や生徒に対応する必要があることから、半日単位での年次休暇の取得が難しいという事情があり、1時間単位で取得できる年次休暇の日数の制限をなくしたことは、教育職員等の年次休暇の取得において、他の一般職員と比べて不利な部分を解消する措置として合理性を有する。

一方、市立学校に勤務する職員であっても、給食時間に児童や生徒に対応する必要のない職である場合には、半日単位での年次休暇の取得に不都合はないことから、1時間単位で取得できる年次休暇の日数の制限をなくす必要性がない。